平成２０年（フ）第６３１号
熊本県八代市港町262番地の18
破産者　有限会社大樹
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６２８号
北海道名寄市西10条北９丁目157番地12
破産者　有限会社オオノ商事
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８９７号
横浜市旭区矢指町1990番地
破産者　株式会社サガミ電子工業
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６７８号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１
破産者　有限会社柴田産業
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５号
富山県下新川郡朝日町小更227番地１
破産者　株式会社佐藤圧送工業
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第３６９号
岐阜県羽島市正木町須賀赤松107番地
破産者　株式会社馬場建設
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１１８号
三重県志摩市磯部町山原315番地81
破産者　細野　鷹司
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
京都市伏見区深草下川原町22番地の２
破産者　優木建設株式会社
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９３７９号
大阪市旭区太子橋３丁目14番６号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中村区稲西町198番地
破産者　有限会社かなふ
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１９１号
群馬県桐生市錦町２丁目２番４号
破産者　清水　雅之
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２３６号
栃木県足利市新宿町1026番地１
破産者　樋口　久男
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２３７号
栃木県足利市新宿町1026番地１
破産者　樋口　邦江
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１２０３号
埼玉県加須市大門町２番12号
破産者　塩谷　悦郎
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２０４号
埼玉県加須市大門町２番12号
破産者　塩谷　玲子
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５１号
兵庫県揖保郡太子町東保48番地11
破産者　福井　　博
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第３４８号
山口市江崎2505番地22
破産者　岡本　義彦
1　決定年月日　平成22年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０号
宮城県気仙沼市本吉町中島131番地
破産者　森谷　　章
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第２１号
宮城県気仙沼市本吉町中島131番地
破産者　森谷　京子
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第６号
仙台市青葉区東照宮１丁目17番１―121号、破産開始決定上の住所山形県酒田市若竹町２丁目15番24号
破産者　小嶋美和子
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第１２０号
山形県東田川郡庄内町廿六木字三百地45番地35、前住所山形県東田川郡余目町大字提興屋字下田38番地の５
破産者　佐々木政志
1　決定年月日　平成22年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部